

安芸高田市消防施設整備基金条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 27 日

安芸高田市市長 石丸 伸二

安芸高田市消防施設整備基金条例の一部を改正する条例

安芸高田市消防施設整備基金条例(平成 16 年条例第 70 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第 1 条 (略)  (積立て) 第 2 条 <u>基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。</u>	第 1 条 (略)  (積立て) 第 2 条 <u>基金の額は、100,000 千円とする。</u> 2 <u>必要があるときは、予算の定めるところにより基金に追加して積立てを</u>

<p>第 3 条から第 5 条まで (略)</p> <p>(処分)</p> <p>第 6 条 基金は、第 1 条に掲げる設置目的に該当する場合に限り、<u>その全部又は一部を処分することができる。</u></p> <p>(相殺のための取崩し)</p> <p>第 7 条 市長は、基金に属する現金を預金等(預金保険法(昭和 46 年法律第 34 号)第 2 条第 2 項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和 48 年法律第 53 号)第 2 条第 2 項に規定する貯金等をいう。以下同じ。)として金融機関等(預金保険法第 2 条第 1 項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第 2 条第 1 項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。)に預け入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故(預金保険法第 49 条第 2 項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第 49 条第 2 項各号に掲げる保険事故をいう。)が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務(市が保証契約により負担することとなる債務を含む。)と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第 8 条 (略)</p>	<p>することができる。</p> <p>3 <u>前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額相当額増加するものとする。</u></p> <p>第 3 条から第 5 条まで (略)</p> <p>(処分)</p> <p>第 6 条 基金は、第 1 条に掲げる設置目的に該当する場合に限り、<u>これを</u> 処分することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第 7 条 (略)</p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。